

令和6年度  
甘木・朝倉広域市町村圏  
振興施策に関する提言書

令和5年11月

甘木・朝倉広域市町村圏事務組合  
(朝倉市・東峰村・筑前町)



福岡県知事

服部 誠太郎 様

## 提 言

甘木・朝倉広域市町村圏の広域行政に対しましては、日頃から特段のご理解とご支援をいただき深く感謝申し上げます。

甘木・朝倉広域圏は、福岡県のほぼ中央部の筑後平野に属し、北には英彦山古処山地、南には九州一の大河・筑後川が流れ、肥沃な土壌と豊かな水に恵まれた農業が盛んな地域です。このような地理的特徴によって、長い歴史の中で多様な文化が育まれてきました。

圏域内には、江川・寺内・小石原川と三つのダムを有していますが、県南地域だけでなく福岡都市圏の水源地としても重要な役割を担っております。

本組合は、昭和47年に広域行政圏の認定を受けて以降、圏域内の地域振興のため、個性豊かな魅力ある地域づくりに取り組んで参りました。

このような中、平成29年7月には九州北部豪雨災害に見舞われ、国や県のご支援を受けて一日も早い復旧・復興に向け全力を挙げて取り組んでおりました。しかし、令和5年7月に前回を上回るような豪雨災害に見舞われ甚大な被害を受けました。今回は人的被害こそ無かったものの、2度の大災害から復旧・復興を図っていくためには、一刻も早く住民生活と経済基盤の安定を取り戻すことが大切です。今後も国・県からの一層のご支援が必要であります。

福岡県におかれましては、提言事項実現に向け令和6年度の福岡県施策に反映いただき、併せて国に働きかけていただきますよう特段のご支援をお願いいたします。

令和5年11月

甘木・朝倉広域市町村圏事務組合

理事長 林 裕 二

## 構成団体首長名

朝倉市長            林            裕    二  
(理事長)

筑前町長            田    頭    喜久己  
(副理事長)

東峰村長            真    田    秀    樹

## 甘木・朝倉広域市町村圏の概要

### 1. 広域行政機構名

甘木・朝倉広域市町村圏事務組合

### 2. 理事長

朝倉市長 林 裕 二

### 3. 構成団体

朝倉市、東峰村、筑前町（1市1町1村）

### 4. 圏域の概要

甘木・朝倉広域市町村圏は福岡県のほぼ中央部に位置し、筑後川に沿って広がる筑後平野は、肥沃な水田地帯となっています。また、山間地では標高千メートル近い山々が並び、貴重な動植物が生息しています。これらの地形から生まれた自然、歴史や文化等の地域資源を活かしながら、住民と行政の協働による圏域づくりを目指しています。

## 5. 人口及び面積（令和5年3月31日現在）

区 分	面 積 (km <sup>2</sup> )	人 口 (人)	世 帯 数	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
朝 倉 市	246.71	50,767	21,959	206
東 峰 村	51.97	1,874	811	36
筑 前 町	67.10	30,213	12,115	450
合 計	365.78	82,854	34,885	227

(住民基本台帳より)

## 提 言 事 項 目 次

- 1 令和5年7月豪雨災害の早期復旧・復興並びに防災・減災の取り組みについて . . . 1
- 2 ため池整備の促進について . . . 5
- 3 JR日田彦山線沿線の地域振興の推進について . . . 5
- 4 甘木鉄道の施設整備に対する財政支援について . . . 5

## 提 言 事 項

### 1. 令和5年7月豪雨災害の早期復旧・復興並びに防災・減災の取り組みについて

#### (1) 災害復旧に対する特別な財政措置

被災自治体は、市町村民税や固定資産税の減免等による減収に加え、補助対象以外の応急対策や災害廃棄物処理経費等、復旧対策に多くの一般財源が必要である。

よって、災害復旧及び被災者に対する補助・支援対象の拡大や新たな補助・支援制度の創設など、必要な財政措置や事業費の確保を行うよう国に対して働きかけること。

#### (2) 災害廃棄物の処理

令和5年7月7日からの大雨による災害廃棄物が発生しているため、被災市町村が実施する災害等廃棄物処理事業について、地方財政支援措置を講じるよう国に対して働きかけること。

#### (3) 中小企業・小規模事業者に対する支援

① 被災した中小企業・小規模事業者の事業の継続に向け、施設・設備の復旧、販路拡大等の取り組みに対する支援を行うよう国に対して働きかけること。

② 融資・利子補給だけでなく、施設・備品等の補修・整備に対する補助を講じること。



#### (4) 観光復興に向けた支援

原鶴温泉等の宿泊施設、小石原焼・高取焼の窯元、農産物直売所、歴史・文化施設等が被災し、市町村への観光客の減少が懸念される。

- ① 観光振興の復興割等の対策を講じること。
- ② 被災地への風評被害を防止するため、地域の現状に関する正確な情報発信を行うこと。
- ③ 被災地の観光情報の発信やプロモーション、観光客誘致に向けた取り組みを強化すること。

#### (5) 農業経営基盤強化促進法の改正に伴う地域計画策定期限の延長

令和7年3月までに10年後を見据えての目標地図を含めた地域計画の策定が求められているが、被災農家においては、被災した農地の復旧が最優先であることに加え、甚大な被害を受けた地域の農地の復旧計画が定まらなければ、10年後の営農計画を策定できない状況である。

このことを考慮し、被災した地域における地域計画策定（目標地図の素案作成含む）については、策定期限の延長や特例について対策を講じるよう国に対して働きかけること。

#### (6) 農林業施設等の早期復旧

水田や果樹園等に土砂災害による甚大な被害が発生した。また、ハウス等の施設や機械、資材についても浸水等により使用不可能となっており、復旧には長期化すると考えられる。

- ① 農林業の担い手減少を抑制し、高齢化が進む就農者の廃業を防ぐためにも、生産者の負担軽減・経営支援等の財政支援を講じること。
- ② 農地、農業用施設、林道等の災害復旧については人的支援を講じること。

#### (7) 堆積土砂等対策の推進

令和5年7月7日からの大雨により流出した大量の堆積土砂等の撤去及び処分に対し協力するとともに、必要な財政措置を講じるよう国に対して働きかけること。

#### (8) 抜本的な治水・土砂災害対策の推進

① 令和5年7月7日からの大雨により、平成29年7月九州北部豪雨対応として改良復旧された河川において数多くの護岸被災が発生していることから、山地河川に即した復旧対策を講じること。

② 山間部の河川においては、平成29年7月九州北部豪雨で現行の災害復旧工法で原形復旧を行ったものの、再び大きな被害を受けた。

ア) 再度災害防止の観点で、改良的要素を入れた復旧や強靱な工法で復旧すること。

イ) 土砂災害の恐れのある急峻な河川においては、砂防堰堤の整備を図ること。

- ③ 令和5年7月7日からの大雨で大量の土砂被害を受けた寒水川について、土砂撤去を含め、早急な対策を講じること。
- ④ 筑後川本川をはじめ、各河川に流出した土砂の早急な撤去を国とともに実施すること。また、整備された砂防ダムに堆積している土砂、流木の早急な撤去を実施すること。
- ⑤ 令和5年7月7日からの大雨で発生した山地崩壊の復旧及び対策を行うこと。近年、山地災害が各地で相次ぐ中、森林の防災機能を発揮させ、復旧対策と事前防災対策の双方を間断なく進めることが不可欠である。なお一層、国・県が連携して地域全体の安心・安全の確保に向け、治山対策を推進すること。

#### (9) 内水排除対策の促進

平成29年7月九州北部豪雨において、多数の住宅及び農地が冠水し、令和5年7月7日からの大雨においても、浸水被害が発生した。筑後川及び桂川沿川において、頻発する内水対策を市町村行政に委ねることは技術的にも財政的にも困難であり、有効な対策を早急に実現するよう国に対して働きかけること。

## 2. ため池整備の促進について

- (1) 農業用ため池の調査結果に基づき、県営または市町村営による改修工事等が生じた場合には、現行の負担割合では市町村の負担が大きいため、財政措置を拡充すること。
- (2) 令和6年度までとなっている緊急浚渫推進事業債の対象期間の延長を国に対し要望すること。

## 3. JR日田彦山線沿線の地域振興の推進について

BRTという新しい交通システムの導入を機に、沿線地域の持続的な発展を目指していくため、福岡県と関係自治体が連携し、地域の人口確保や域外から人（観光客、移住者）を呼び込むための魅力ある地域づくり、地域が潤う産業振興の推進を行うこと。

## 4. 甘木鉄道の施設整備に対する財政支援について

甘木鉄道の施設整備等に対する財政支援制度の拡充を図ること。